

タイ法人における 実務年間スケジュール

MIZUHO

AGS Consulting Co., Ltd.

岩城 琢弥

1. はじめに

タイに赴任して間もない方にとっては、タイでは年間を通してどのような必要手続きがあるかの全体像をイメージすることが難しいかと思います。そんな中、うっかり必要な手続きが漏れていたということがないように、今回は、タイ法人における主要な実務手続きの期限を確認していきたいと思います。なお、実際に必要となる手続きと期限の詳細は、各会社の状況等で変わりますので、業務を依頼している専門家等に改めて確認をするようお願い致します。

2. 毎月のチェック項目

年間のスケジュールの前に、まずは毎月行うべき主要な実務手続きを確認していきましょう。

□源泉徴収税の申告・納付:

原則、翌月7日までに歳入局に源泉徴収税の申告・納付が必要です。源泉徴収が必要となる主なものとしては、従業員への給与支払(PND1)やタイ国内・タイ国外への・利息・配当・ロイヤリティ・サービス料等の支払(PND3、53、54)などがあります。

□付加価値税(VAT)の申告・納付:

VATは月次申告が必要となり、原則、翌月15日までに歳入局に申告・納付が必要です。また、サービスの輸入がある場合には、原則、翌月7日までに別途歳入局に申告・納付が必要です。

□社会保険料の申告・納付:

給与支払月の原則、翌月7日までに社会保険事務所へ社会保険料の申告・納付が必要です。

3. 半期ごとのチェック項目

□法人税の中間申告・納付(PND51):

事業年度の中間期末日から2ヵ月以内に法人税の中間申告・納付が必要です。

4. 年度ごとのチェック項目（決算期ベース）

□株主総会の開催:

期末日から4ヵ月以内に株主総会を開催する必要があります。株主総会では監査済財務諸表の承認等を行います。

□株主名簿の提出:

株主総会日から14日以内に株主名簿を商務省に提出する必要があります。

□監査済財務諸表の提出:

株主総会日から1ヵ月以内に監査済財務諸表を商務省に提出する必要があります。

□法人税の確定申告・納付(PND50):

期末日から150日以内に法人税の確定申告・納付が必要です。

5. 年度ごとのチェック項目（暦年ベース）

- 労災保険料の概算申告・納付(Kor Tor 26 Kor):
労災保険料の1年分の概算申告・納付を1月31日までに社会保険事務所へ行きます。
- 給与源泉徴収票の交付:
2月15日までに、各従業員へ源泉徴収票を交付します。
- 給与源泉要約書(PND1 Kor)の提出:
給与源泉要約書を2月末までに歳入局へ提出します。
- 労災保険料の確定申告・納付(Kor Tor 20 Kor):
前年に概算で納付した労災保険料の確定申告・納付を行います。2月末までに社会保険事務所へ提出します。

6. その他

- ビザ及びワークパーミット(WP)の更新:
外国人は原則、年に1回ビザ及びWPの更新をする必要があります。更新時期は来タイ時期により各個人ごとに異なります。
- 個人確定申告(PND91)、帰国時確定申告(PND93)の提出:
3月31日までに個人確定申告を行う必要があります。また、帰国時には帰国前までに帰国時確定申告を行う必要があります。
- BOIへの報告:
BOIの認可を受けている企業は、年1回等定期的にBOIへの報告書の提出が必要です。

7. まとめ

以上をまとめると下表のようになります。

頻度	手続	提出先	提出書類名	期限
月次	源泉徴収税の申告・納付	歳入局	PND1、3、53、54等	翌月7日
	付加価値税の申告・納付	歳入局	PP30	翌月15日
	サービスの輸入に係る付加価値税の申告・納付	歳入局	PP36	翌月7日
	社会保険料の申告・納付	社会保険事務所	SPS1-10	翌月15日
半期	法人税の中間申告・納付	歳入局	PND51	中間期末日から2ヵ月以内
年度 (決算期)	株主総会の開催	-	-	期末日から4ヵ月以内
	株主名簿の提出	商務省	BOJ5	株主総会日から14日以内
	監査済財務諸表の提出	商務省	財務諸表	株主総会日から1ヵ月以内
	法人税の確定申告・納付	歳入局	PND50	期末日から150日以内
年度 (暦年)	労災保険料の概算申告・納付	社会保険事務所	Kor Tor 26 Kor	1月31日
	給与源泉徴収票の交付	各従業員	50Tawi	2月15日
	給与源泉要約書の提出	歳入局	PND1 Kor	2月末
	労災保険料の確定申告・納付	社会保険事務所	Kor Tor 20 Kor	2月末

8. 最後に

以上、タイにおける主要な年間スケジュールをまとめましたが、各会社の状況で必要な手続きや期限も異なるため、自社のタイムスケジュールを作り、早め早めに対応をしていくことが大切です。また、現在はコロナの影響もあり、各省庁から提出期限の延長措置等が不定期に発表されておりますので、それらの発表にも留意する必要があります。本稿が貴社のスケジュール管理の一助になれば幸いです。

※文章中の作図等は、全てAGS Consulting Groupで作成されたものです。

AGS Consulting Co., Ltd.

岩城 琢弥

2016年にAGSコンサルティング入社。2019年来タイ。AGSコンサルティングタイデスクとして、会計税務の実行支援、内部統制構築やM&Aの際のデューデリジェンス等、日系企業のタイ展開を総合的にサポートしている。